



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部交通企画課)…一
- 建築士法による行政処分……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)…一
- 建築士法による二級建築士免許の取消し……………(同)…二
- 建築基準法による道路位置の指定……………(同)…二
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…三
- 建築基準法による一団地の区域……………(同)…三
- (都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…三
- 知事指定薬物の指定……………(福祉保健局健康安全部業務課)…四
- (福祉保健局健康安全部業務課)…四
- 家畜人工授精師の登録……………(産業労働局農業振興事務所振興課)…四
- (産業労働局農業振興事務所振興課)…四
- 都道の区域変更(三件)……………(建設局道路管理部路政課)…五
- (建設局道路管理部路政課)…五
- 都道の供用開始……………(同)…九
- (同)…九
- 公有水面埋立ての免許……………(港湾局離島港湾部管理課)…一〇
- (港湾局離島港湾部管理課)…一〇

公告

- 開発行為に関する工事完了……………(同)…一〇
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…一〇
- (産業労働局商工部地域産業振興課)…一〇
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)…二〇
- (下水道局)…二〇
- 平成二十八年度決算の要旨……………(東京都市町村職員共済組合)…三〇
- (東京都市町村職員共済組合)…三〇

告示

●東京都告示第千三百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第四項の規定に基づき東京都都市計画駐車場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年八月二十九日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
株式会社世界貿易センタービルディング
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画駐車場事業第三十三号 浜松町駐車場
- 三 事業施行期間 平成二十九年八月二十九日から平成三十七年十二月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 なし
使用の部分 港区浜松町二丁目地内

●東京都告示第千三百三十一号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」と

いう。)第十条第一項の規定による建築士の処分をしたので、同条第五項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第六条の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十九日

- 一 被処分者の氏名、建築士の別及び登録番号 東京都知事 小 池 百合子
別表のとおり
- 二 処分をした年月日 平成二十九年七月三十一日
- 三 処分の内容 戒告
- 四 処分の原因となった事実 法第二十二條の二に規定する講習を期限内に受講しなかったことが、法第十条第一項第一号に該当するため

別表

氏名	建築士の別	登録番号
松谷 秀一	二級建築士	東京都知事登録 第39312号
宮城 勉	二級建築士	東京都知事登録 第47290号
大島 弘一	二級建築士	東京都知事登録 第51359号
吉野 充恭	二級建築士	東京都知事登録 第67965号
横溝 和久	二級建築士	東京都知事登録 第68010号

●東京都告示第千三百三十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第二項及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第六条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 免許を取り消した者

氏名

岩井 禮二

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第二六五四一号

二 免許の取消しをした年月日

平成二十九年七月三十一日

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第三号に該当するため

一 免許を取り消した者

氏名

中村 伸也

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第二七二九二号

二 免許の取消しをした年月日

平成二十九年七月三十一日

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第三号に該当するため

一 免許を取り消した者

氏名

赤堀 考男

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第四八二四九号

二 免許の取消しをした年月日

平成二十九年七月三十一日

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第三号に該当するため

一 免許を取り消した者

氏名

大谷 英稔

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第六六九九号

二 免許の取消しをした年月日

平成二十九年七月三十一日

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

一 免許を取り消した者

氏名

竹田 正志

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第七九六七六号

二 免許の取消しをした年月日

平成二十九年七月三十一日

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第二号に該当するため

●東京都告示第千三百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条

平成二十九

東大和市桜が

延長

第一項第五号

年八月十五

丘四丁目三百

一三・六六

道路

日

三十番十八

幅員

四・〇〇

●東京都告示第千三百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年八月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

多摩市連光寺一丁目一番一から同番 平成二十九年八月三十三日まで及び同番四十一から同番 月二日 五十五まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦町四丁目六番三号）

●東京都告示第千三百三十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十九日

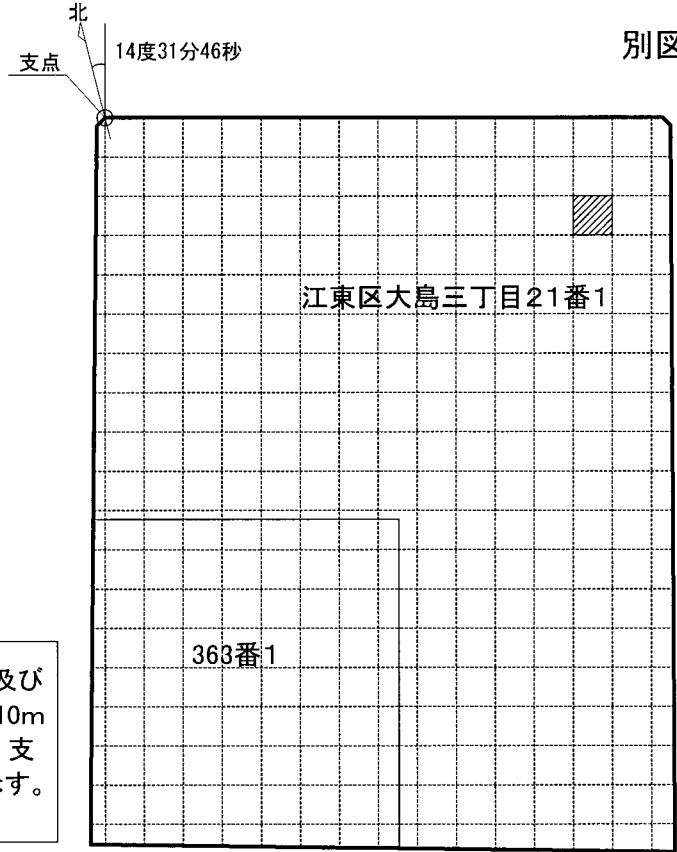
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区大島三

丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、江東区大島三丁目21番1の最北端とする。

【格子の回転角度(14度31分46秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百三十六号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十九年八月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 知事指定薬物の名称

(一) 化学名 一(五)フルオロペンチル)一N一フェ

ニル一H一インドール一三一カルボキサミ

ド及びその塩類(通称名LTI一七〇一)

(二) 化学名 ニ一(ニ)フルオロフェニル)一ニ一(メ

チルアミノ)シクロヘキサニ一オン及び

その塩類(通称名ニ一Fluorodesc

hloroketamine、ニ一FDC

K)

(三) 化学名 三一エチル一ニ一(三)フルオロフェニ

ル)モルフォリン及びその塩類(通称名三F

一Phenetrazine、三一FPE)

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため。

三 施行期日

平成二十九年八月三十日

●東京都告示第千三百三十七号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九

十七号) 第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成二十九年八月二十九日

東京都知事 小池 百合子

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第八百十四号 平成二十九年八月二十九日 東久留米市前沢三丁目六番八十九号 染谷 祐也 牛 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務

●東京都告示第千三百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 稲城日野

二 変更の区間 多摩市連光寺三丁目九番三地先から同所同番二地先まで

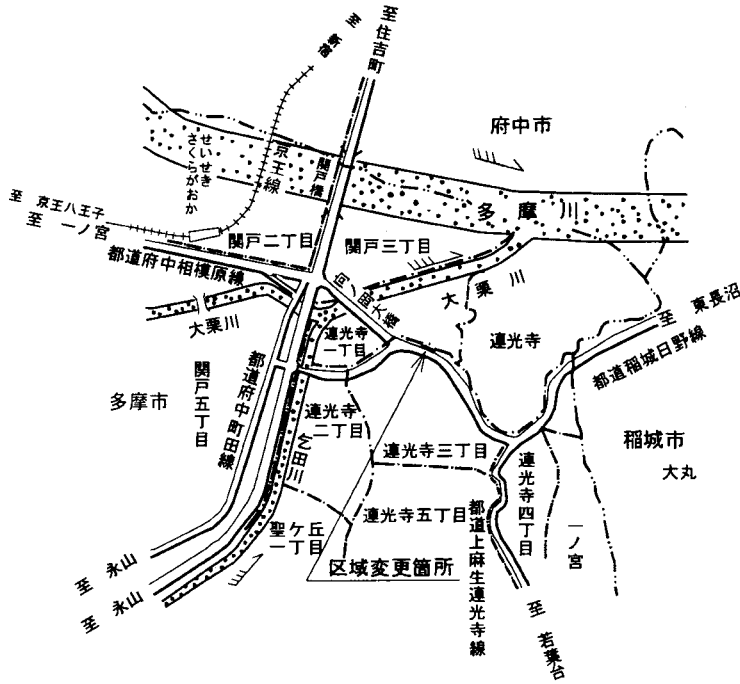
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

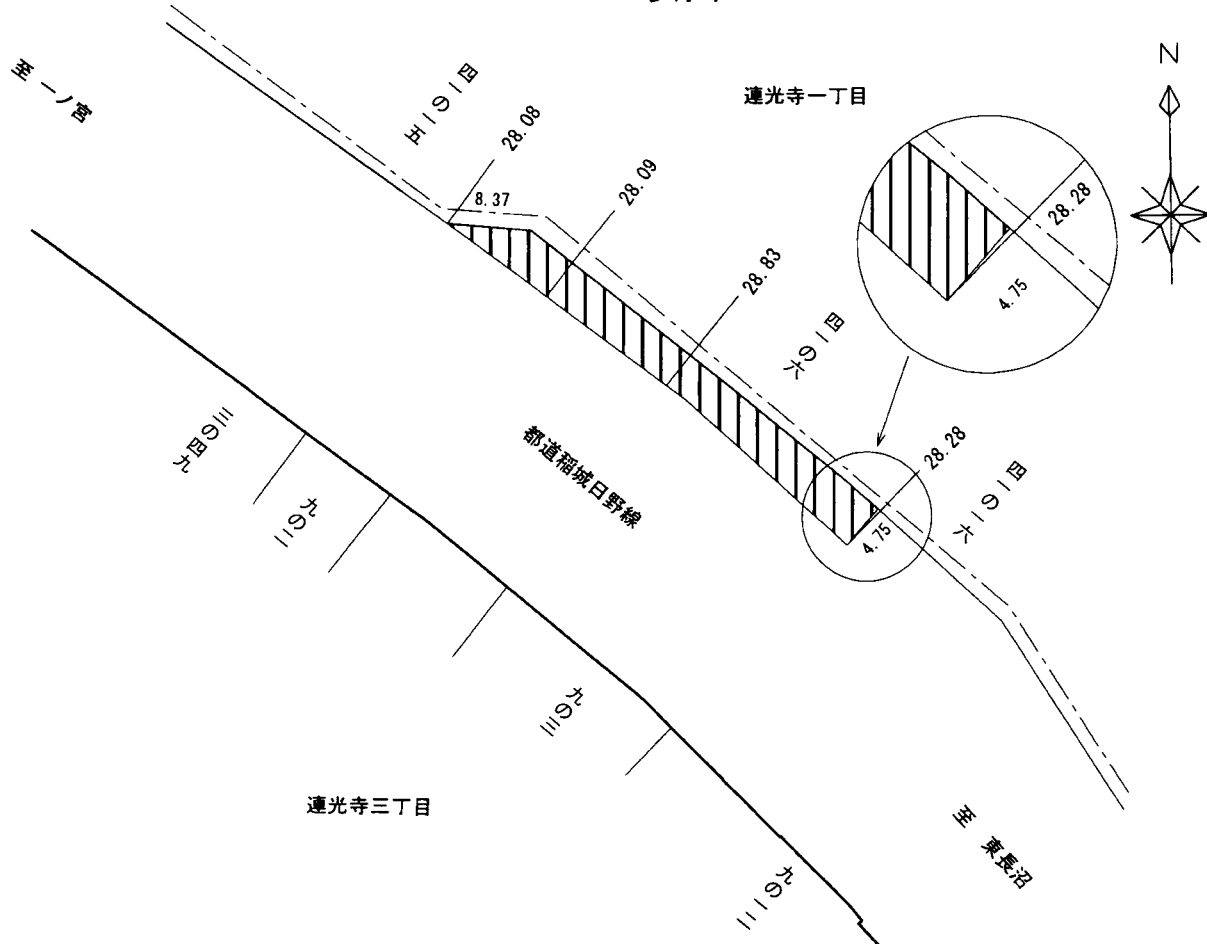
都道稲城日野線区域変更略図
多摩市連光寺三丁目地内

廃止区域
都道

延長 四九・〇三メートル
面積 一九九・〇七平方メートル

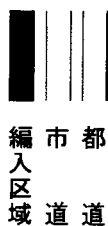


多摩市



別図

都道町田調布線区域変更略図
稲城市大字百村地内

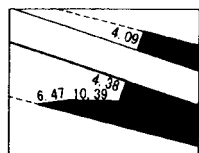
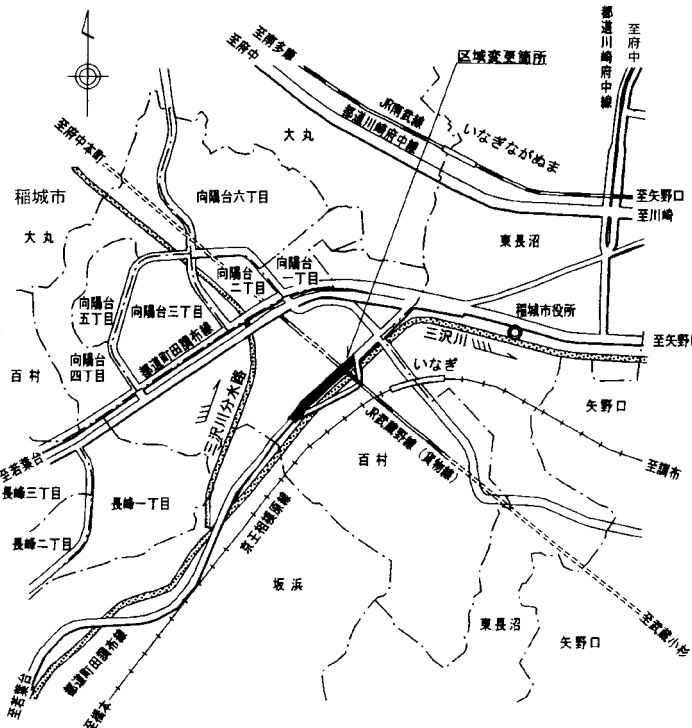


延長 三四五・八二メートル
面積 五、九三六・八三平方メートル
計画線

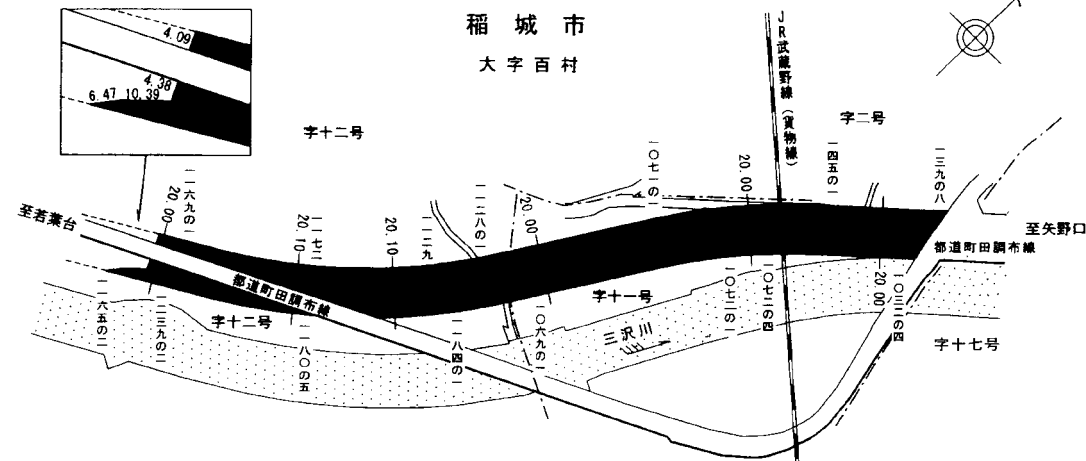
●東京都告示第千三百三十九号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十九年八月二十九日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十九年八月二十九日
東京都知事 小池百合子
一 路線名 町田調布

二 変更の区間
稲城市大字百村字十二号千六百六十五番二地先から同所字二号百三十九番八地内まで
三 変更の概要
別図表示のとおり

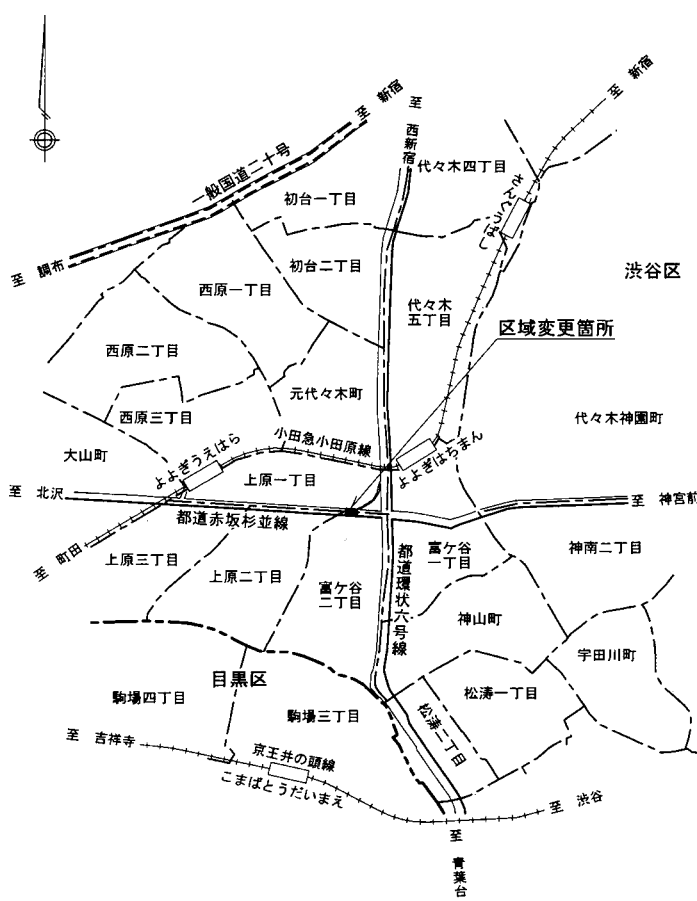


稲城市
大字百村



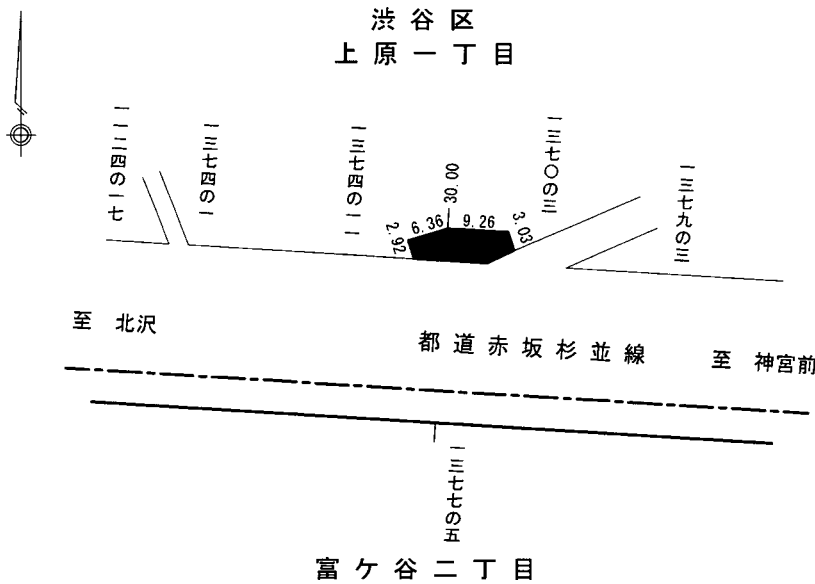
別図
 都道赤坂杉並線区域変更略図
 渋谷区上原一丁目地内

●東京都告示第千三百四十号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十九年八月二十九日から起算し

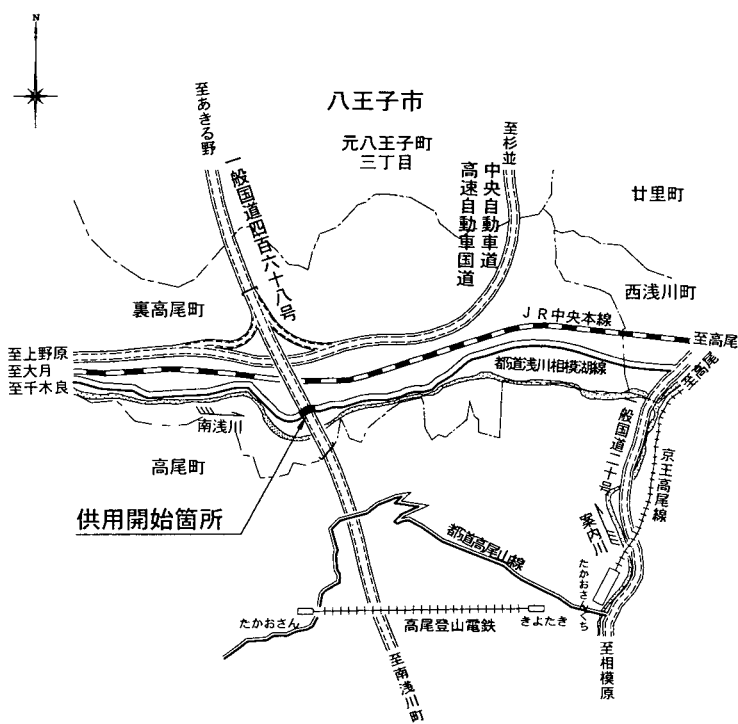


一般国道
 都道
 特別区道
 編入区域
 延長 一六・三メートル
 面積 六七・四九平方メートル

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供
 する。
 平成二十九年八月二十九日
 東京都知事 小池 百合子
 一 路線名 赤坂杉並



二 変更の区間 渋谷区上原一丁目千三百七十番三地先か
 ら同所千三百七十四番十一地先まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり



別図
都道浅川相模湖線供用開始略図
八王子市裏高尾町地内

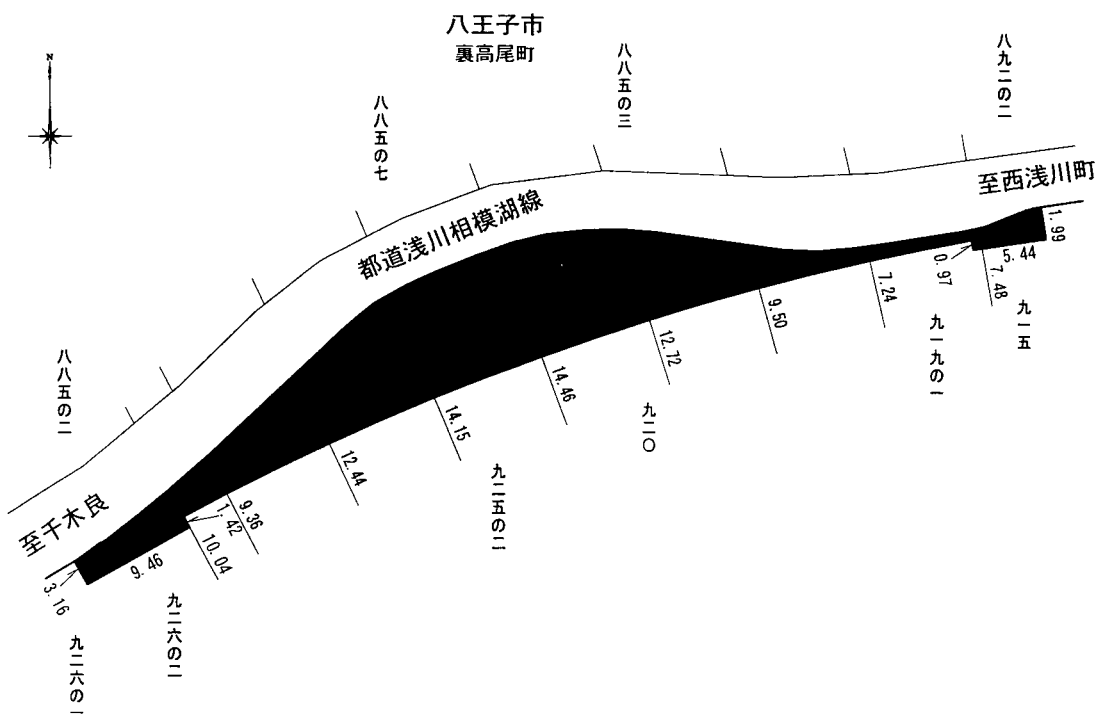
供用開始区域
 延長 八三・八一メートル
 面積 四二六・三六平方メートル

都道
 高速自動車国道・一般国道

●東京都告示第千三百四十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十九年八月二十九日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十九年八月二十九日
 東京都知事 小池百合子
 浅川相模湖

二 供用開始の区間
 八王子市裏高尾町九百十五番地先から同所九百二十六番一地先まで
 三 供用開始の概要
 別図表示のとおり
 四 供用開始の期日
 平成二十九年八月二十九日



●東京都告示第千三百四十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十九日

東京都知事 小池百合子

一 免許年月日

平成二十九年八月九日

二 埋立ての免許を受けた者

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者氏名 東京都知事 小池百合子

代表者住所 豊島区西池袋五丁目十七番一―二〇七号

三 埋立区域

(一) 位置

大島町泉津字松山地先泉津漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び③の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三四度四七分〇

一秒三一六、東経一三九度二四分五四秒六六九)から七七度〇〇分三九秒八・二四メートルの地点

②の地点 ①の地点から一五九度〇五分一二秒三二・

〇四メートルの地点

③の地点 ②の地点から三〇〇度四七分四五秒一九・

〇一メートルの地点

(三) 面積

一八八・七一平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島町泉津字松山地先泉津漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑧の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三四度四七分〇

一秒三一六、東経一三九度二四分五四秒六六九)から二八度〇六分〇九秒一一・五八メートルの地点

②の地点 ①の地点から三三八度〇三分四〇秒三八・

一四メートルの地点

③の地点 ②の地点から六九度〇五分〇九秒五〇・

一メートルの地点

④の地点 ③の地点から一五九度〇五分〇九秒九四・

一九メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二四九度〇五分〇九秒五六・

三〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二二五度四四分〇三秒二二・

〇一メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三〇九度〇一分三六秒二一・

九五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三五度四八分五一秒一六・

〇メートルの地点

(三) 面積

五、八七〇・九〇平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年八月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市神宝町一丁目百六十八番一及び同番一地先 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

西東京市ひばりが丘三丁目千六百十六番四十七の一部(第三工区) 大和ハウス工業株式会社 支配人 坂井 淳一

西東京市ひばりが丘三丁目千六百十六番四十七の一部(第四工区) 大和ハウス工業株式会社 支配人 坂井 淳一

調布市下石原三丁目七十一番地一 調布市下石原三丁目七十番地一 芦川 榮子

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年八月二十九日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) 神宮前計画

イ 店舗所在地 渋谷区神宮前一丁目五番十ほか

ウ 設置者名 原宿タウン特定目的会社

(二)ア 店舗名 (仮称) 西友小平小川町店

イ 店舗所在地 小平市小川町一丁目三百九十六番一ほか

ウ 設置者名 株式会社モロオカ

(三)ア 店舗名 YK14BLDG

イ 店舗所在地 豊島区西池袋一丁目四十三番一ほか

ウ 設置者名 株式会社山口商会

(四)ア 店舗名 八重洲セントラルパークビル

イ 店舗所在地 中央区八重洲一丁目五番二十二号

ウ 設置者名 中央土地株式会社

二 東京都の意見の概要

ア 概要

一(一)から四までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 平成二十九年八月七日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

平成二十九年八月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。
平成二十九年八月二十九日

東京都下水道局長 渡辺 志津男

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年 平成二十九年七月七日
指定番号 四八四二
新商号又は名称 ブルーラ イン
旧商号又は名称 株式会社ブルール
事業所所在地 品川区西五反田一丁目二十一番十号

二 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 平成二十九年七月六日
指定番号 三三八六
商号又は名称 長谷川工業株式会社
旧事業所所在地 北区豊島一丁目二十七番十七号
新事業所所在地 北区豊島一丁目二十七番五号

受理年 同日
指定番号 四八四二
商号又は名称 ブルーラ イン
旧事業所所在地 品川区西五反田一丁目二十一番十号
新事業所所在地 品川区東五反田五丁目二十六番六号 根岸ビル二階

受理年 同日
指定番号 五三二一
商号又は名称 株式会社ヒトナス
旧事業所所在地 葛飾区亀有三丁目十五番十号 ツインビル・S三階3C
新事業所所在地 葛飾区亀有二丁目三十番二一〇三号

号室

同日 四八四七 株式会社リスト 足立区花畑三丁目三十番二号 四番四号

平成二十九年七月十三日 五三一六 株式会社コーゲン 練馬区春日町六丁目十二番一號 十六番八号

同日 四九八一 京葉工業株式会社 内藤 定雄 内藤 栄男

三 代表者を変更した事業者

受理年 平成二十九年七月十一日
指定番号 二七六六
商号又は名称 足立建設工業株式会社
旧代表者名 足立 裕介 足立 邦夫
新代表者名 足立 裕介 足立 邦夫

同日 一八〇九 協立設備工業株式会社 大川 敏男 大川 昭子

同日 四七三四 東京ガスライフパル江戸川株式会社 東京ガスライフパル江戸川株式会社 浅野 美千夫 金子 克己

同日 三三三四 株式会社京王設備サービス 株式会社京王設備サービス 浅野 義行 寺田雄一郎

同日 四三九四 株式会社糟谷設備 株式会社糟谷設備 糟谷 純一 糟谷 一男

工業所東
村山支店
旭シンク 加藤 満信 吉田 周平
ロテック 株式会社
同月二 四〇六一 株式会社 緑川 源治 瓦青 一利
十八日 エム・テ イ・テイ

雑報

平成28年度決算の要旨について
東京都市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）
第44条の規定に基づき、平成28年度決算要旨を次のとおり
公告する。

平成29年 8月29日

東京都市町村職員共済組合

理事長 藤野 勝

1 組合に属する地方公共団体の数は、26市、5町、8村、
一部事務組合等31団体の計70団体である。

2 組合員数、給料月額、期末手当等の額及び被扶養者数

(1) 組合員数 (長期) 28,129人
(短期・保健) 28,119人

(2) 標準報酬の (長期) 11,818,784,000円
月額 (組合員1人当たり) 420,163円
(短期・保健) 12,147,434,000円
(組合員1人当たり) 432,000円)

(3) 標準期末手 (長期) 45,914,446,000円
当等 (期末手 (短期・保健) 46,129,707,000円
当等) の額

(4) 被扶養者数 21,895人

(組合員1人当たり 0.77人)

3 組合に従事する職員の数 42人

4 各経理単位別の損益計算書及び貸借対照表の概況は、
別表(1)及び別表(2)のとおりである。

別表(1) 整理別損益計算書

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

区	分	金額	短期整理	厚生年金保険整理	退職年金整理	繰越の短期整理	繰越の長期積立金 管理整理	業務整理	保健整理	省 括		貯金整理	貸付整理	物資整理	有形整理
										(+/-)の整理	(金額)整理				
入	総 額	67,860,096,213	17,860,896,677	41,317,863,173	2,761,229,212	302,183,110	71,002,130	520,268,785	957,683,651	220,596,946	1,284,769,707	2,544,279,206	158,679,827	40,653,889	0
収	負 担 金	35,250,694,968	7,562,208,571	25,248,340,593	1,380,622,364	302,183,110	0	302,670,154	459,670,176	0	0	0	0	0	0
	掛 金(組合員保険料含む)	25,533,020,134	7,629,317,697	16,674,522,860	1,380,605,948	0	0	0	451,572,909	0	0	0	0	0	0
	施設収入・商品売上	1,137,118,699	0	0	0	0	0	7	0	169,466,264	967,652,435	0	0	0	0
	利息及び配当金	2,764,117,493	52,451,509	0	0	0	71,002,130	15,401,918	26,156,166	16,434,521	38,134,247	2,534,765,768	0	9,771,234	0
	その他の収入	1,937,819,180	1,866,099,673	0	0	0	0	146,275,603	20,284,400	34,662,653	271,481,301	9,513,438	158,679,927	30,882,155	0
	他整理から繰入	63,446,312	0	0	0	0	0	55,921,110	0	23,478	7,501,724	0	0	0	0
	前年度繰越支払準備金	1,173,879,427	1,173,879,427	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支	給 付	68,394,009,590	18,931,868,287	41,317,863,173	2,761,229,212	302,183,110	71,002,130	452,482,234	925,769,614	241,043,438	1,391,172,884	1,872,591,882	93,338,497	33,465,029	0
	役員給与	8,218,820,701	8,218,820,701	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旅費・事務所費	312,802,607	0	0	0	0	0	194,095,671	5,987,631	11,483,880	7,119,612	58,583,707	19,922,178	15,610,028	0
	商品仕入	58,110,013	0	0	0	0	0	22,808,636	5,270,938	3,270,707	5,683,742	14,498,699	3,449,847	3,127,444	0
	飲食材料費	5,266,532	0	0	0	0	0	0	0	5,266,532	0	0	0	0	0
	委託料	137,386,278	0	0	0	0	0	0	0	38,602,117	97,784,161	0	0	0	0
	支払利息	983,330,928	0	0	0	0	0	10,851,021	22,144,764	93,137,723	832,065,825	16,501,612	4,289,236	4,340,744	0
	連合会拠出金	1,838,029,506	0	0	0	0	71,002,130	0	0	0	0	1,721,595,253	45,432,123	0	0
	連合会拠出金	255,290,344	247,757,429	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,533,115	0	0
	老人保健拠出金	893,227,923	893,227,923	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	退職者給付拠出金	67,812	67,812	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護給付金	248,912,228	248,912,228	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前期高齢者給付金	1,302,053,385	1,302,053,385	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	後期高齢者支援金	3,254,958,954	3,254,958,954	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の支出	3,486,645,802	3,486,645,802	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	次年度繰越支払準備金	46,189,382,146	69,699,822	41,317,863,173	2,761,229,212	302,183,110	0	224,726,906	892,366,281	88,282,479	448,519,644	61,412,611	12,711,995	10,386,813	0
	繰引損益金	1,199,724,231	1,199,724,231	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	差引損益金	△ 533,913,377	△ 1,250,971,410	0	0	0	0	67,786,551	31,914,037	△ 20,456,492	△ 106,403,177	671,687,324	65,341,430	7,188,390	0

別表(2) 経理別貸借対照表

平成29年9月31日現在

区分	金額	短期経理	固定資産経理	流動資産経理	経理的長期経理	経理的長期経理	業務経理	保庫経理	留保	留保	貯金経理	貸付経理	物産経理	貯形経理
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
資産	173,892,286,490	5,146,672,666	2,669,383,218	186,548,145	2,380,277	3,544,737,208	1,698,885,930	2,629,229,961	1,678,998,989	7,285,753,205	142,641,946,324	5,539,418,651	868,972,366	377,560
流動資産	25,990,104,704	5,146,672,666	2,669,383,218	186,548,145	2,380,277	217,631,208	1,215,099,966	2,629,174,609	1,153,898,264	2,647,741,852	9,174,056,280	79,698,224	868,972,366	377,560
固定資産	147,546,514,997	0	0	0	0	3,327,106,000	483,785,964	51,262	525,628,735	4,382,334,564	133,467,890,044	5,459,720,427	0	0
(有形固定資産)	5,391,384,734	0	0	0	0	0	483,719,185	1	525,387,091	4,381,962,902	315,544	11	0	0
土地	1,638,507,511	0	0	0	0	0	482,922,418	0	132,302,360	1,506,205,151	0	0	0	0
建物	3,591,449,347	0	0	0	0	0	0	0	386,294,106	2,722,232,823	0	0	0	0
備品等	161,427,876	0	0	0	0	0	796,767	1	6,790,625	153,524,928	11	0	0	0
(無形固定資産)	490,747	0	0	0	0	0	66,780	51,261	11,044	351,662	0	0	0	
(投資その他の資産)	142,254,649,516	0	0	0	0	3,327,106,000	0	0	228,600	133,467,574,500	5,459,720,416	0	0	
組合員貸付金	5,459,720,416	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の資産	136,794,929,100	0	0	0	0	3,327,106,000	0	0	228,600	133,467,574,500	5,459,720,416	0	0	
繰延資産	255,676,789	0	0	0	0	0	0	0	0	20,000	0	0	0	
削減費	255,676,789	0	0	0	0	0	0	0	0	255,676,789	0	0	0	
負債及び剰余金	173,892,286,490	5,146,672,666	2,669,383,218	186,548,145	2,380,277	3,544,737,208	1,698,885,930	2,629,229,961	1,678,998,989	7,285,753,205	142,641,946,324	5,539,418,651	868,972,366	377,560
流動負債	123,335,626,252	123,068	2,669,383,218	186,548,145	2,380,277	0	6,380,521	126,022,234	21,130,505	130,282,660	120,128,470,406	723,229	64,181,989	0
組合員貯金	119,284,493,760	0	0	0	0	0	0	0	0	119,284,493,760	0	0	0	
その他の負債	4,051,132,492	123,068	2,669,383,218	186,548,145	2,380,277	0	6,380,521	126,022,234	21,130,505	130,282,660	843,976,646	723,229	64,181,989	
固定負債	6,379,581,183	1,199,724,231	0	0	0	3,544,737,208	139,312,650	18,566,600	18,470,500	3,981,930	51,490,220	1,380,614,644	22,783,200	0
長期借入金	1,316,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,316,000,000	0	
延命借入金	3,544,737,208	0	0	0	0	3,544,737,208	0	0	0	0	0	0	0	
適合余預託金	319,119,744	0	0	0	0	0	139,312,650	18,566,600	18,470,500	3,981,930	0	0	0	
引当金	1,199,724,231	1,199,724,231	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,783,200	
支払準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
剰余金	44,177,089,055	3,945,825,357	0	0	0	0	1,553,192,759	2,484,647,127	1,639,394,994	7,151,578,615	22,461,984,698	4,198,080,778	782,007,167	377,560
資本剰余金	7,113,582,079	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
別途積立金	7,113,582,079	0	0	0	0	0	0	0	1,263,318,668	5,849,663,411	0	0	0	
利益剰余金	37,134,166,173	4,016,484,554	0	0	0	0	1,553,192,759	2,484,647,127	375,476,326	1,301,919,204	22,461,984,698	4,198,080,778	782,007,167	
改良積立金	80,249,448	0	0	0	0	0	0	0	80,249,448	0	0	0	0	
欠損金補てん積立金	7,484,035,110	712,493,138	0	0	0	0	0	148,270	65,880,272	468,302,722	5,964,224,688	272,986,020	0	
積立金	29,569,881,616	3,303,991,416	0	0	0	0	1,553,192,759	2,484,498,857	229,346,606	833,612,482	16,497,760,010	3,885,094,758	782,007,167	
欠損金(△)	△70,659,197	△70,659,197	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
介護継続欠損金(△)	△70,659,197	△70,659,197	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注)建物(構築物を含む)

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二一)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

